

埼玉県医療的ケア児支援センター等あり方検討会議

第1回

資料3

埼玉県における医療的ケア児の基礎情報
及び
医療的ケア児支援のための取組概要

1. 医療的ケア児の基礎情報

①	医療的ケア児の人数（市町村調べ）	709人 (R3.4)
②	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	115人 (R2.3)
③	医療的ケア児支援のための協議の場の設置状況	35市町 (R3.3)
④	医療的ケア児コーディネーターの配置状況	31市町 (R3.5)
⑤	医療型短期入所事業所数	28か所 (R3.5)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	21か所 (R2.7)
⑦	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	119か所 (R2.10)
⑧	医療的ケア児に対応できる保育所数	20施設（17市町） (R2)
⑨	県立特別支援学校及び小・中学校（市立特別支援学校の小中学部含む）における医療的ケア児数	特支212人（R3） 小中 25人（R1）
⑩	県立特別支援学校及び小・中学校（市立特別支援学校の小中学部含む）における看護師配置数	特支 56人（R3） 小中 13人（R1）
⑪	県立の特別支援学校及び小・中学校（市立特別支援学校の小中学部含む）における人工呼吸器を使用している通学生数	特支 18人（R3） 小中 1人（R1）

埼玉県内の医療的ケア児の人数(市町村調べ)

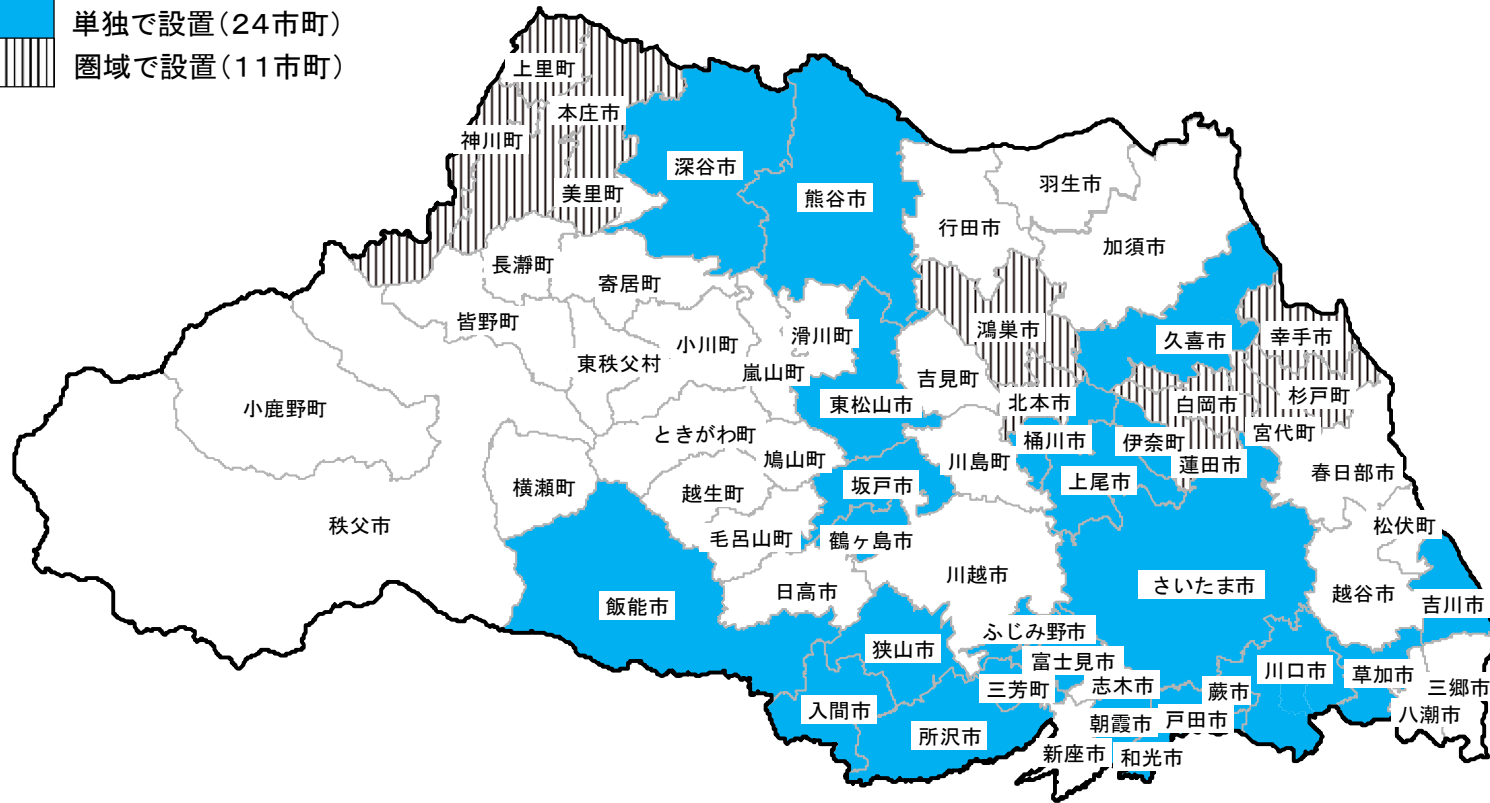
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
医療的ケア児 の人数	374人	446人	490人	523人	709人

医療的ケア児支援の協議の場 設置状況




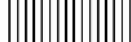
単独で設置(24市町)

圏域で設置(11市町)



令和3年3月31日現在

医療的ケア児等コーディネーター 配置状況

 単独で設置(24市町)
 圏域で設置(7市町)



令和3年5月1日現在

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

障害者支援課

○現在実施している取組

- 在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業(H27～)
医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、対象児者をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設等に対し補助を行う。
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修(H29～)
人工呼吸器を装着している障害児等、日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障害児や重症心身障害児等が地域で安心して暮らしていけるよう、適切な支援を行える人材を養成する。
- 医療的ケア児者受け入れる事業所への支援(R元～)
医療的ケア児者が地域で安心して生活できるよう、放課後等デイサービス等における受入体制を整備する。
 - 1 医療的ケア児者受入設備整備事業
受入に必要な設備、備品の購入費用の補助
 - 2 医療的ケア児者支援従事者養成研修事業
受入に必要な職員を養成するため喀痰吸引研修費用の補助

○現在実施している取組

■小児在宅医療推進事業

- 1 小児在宅医療の担い手拡大に向けた研修開催(H27～)
医師・看護師・介護士等に対し、小児在宅医療を行うために必要な研修を実施し、担い手育成を行うとともに、関係者の顔の見える関係づくりを行う。
- 2 県医師会との連携(H25～)
小児在宅医療の推進のため、県医師会や周産期医療施設、在宅医等の関係者による協議を行うための会議などを開催する。

■小児在宅医療ワーキンググループ(H27～)

医療、福祉、教育などの関連分野の連携を図るため、県庁関係各課及び関係医療機関により構成され、小児在宅医療に関する情報共有及び意見交換を行う。

○現在実施している取組

■ 医療費助成等

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、都道府県、政令市、中核市がその医療費の自己負担金の一部を助成する。

1 小児慢性特定疾病医療費助成

国が指定した16疾患群、788疾病について医療費を助成。

(自己負担額2割に軽減。月額上限額あり)

2 日常生活用具給付事業(市町村事業)

小児慢性特定疾病医療支給の対象となっている者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。

3 子ども健康手帳交付事業

小児慢性特定疾病等の児童の健康状態の記録やかかりつけ医療機関などを記載)症状急変時に速やかに医療機関に連絡を取る。／学校等関係者が症状を理解し適切な対応が図られる。／自身の疾病状態の理解及び自己肯定力を高める。

○現在実施している取組

■ 自立支援事業

児童福祉法に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

1 相互交流支援事業

小児慢性特定疾病児童同士や児童と疾病に罹患していた者、家族、ボランティア等との交流、ワークショップの開催。

2 相談支援事業

(1) 長期療養児教室

各県保健所で小児慢性特定疾病児童等とその家族及び関係者を対象に実施。相談・保護者同士の交流及び児童を受け入れている学校等への相談援助や情報提供を目的とした研修会、会議を開催。

(2) 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業

日常生活を送る上で抱えている不安や悩みについて、同様の経験のある養育者等から助言を受け、養育の負担軽減を図る。

○現在実施している取組

■医療的ケア児保育支援事業(国1/2、県1/4、市町村1/4)

保育所等に看護師等を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備する事業

(H29～R2 モデル事業、R3～一般事業化)

R2モデル実施市町:上尾市・志木市・鶴ヶ島市・吉見町

■障害児受入促進事業(国1/3、県1/3、市町村1/3)

既存の保育所等において、障害児(医療的ケア児を含む)を受け入れるために必要な改修や設備の整備(備品の購入等)を行う事業

○現在実施している取組

■特別支援学校医療的ケア体制整備事業

1 医療的ケアへの対応(14校)

- 肢体不自由特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校において、医療的ケアを実施する。
- 各校における「ヒヤリハット」について十分な検証を行い、改善を図る。

2 相談医の配置(18名)

- 学校医や主治医とのつながりを深めるとともに、医療的ケアに対する助言等に当たる相談医の配置体制を整備する。

3 ガイドライン等に基づく医療的ケアの実施など

- ガイドライン、実施要項、細則、実施手順マニュアルに基づく医療的ケアを実施する。

4 医療的ケア運営協議会の実施

- 各学校からの医療的ケア実施報告により、情報の共有化を図る。
- 個別のケース等について検討を行う。
- 人工呼吸器管理を学校で実施するための検討を行う(R4)。

5 看護教員、養護教諭、教員の資質向上

- 医療的ケアの安全実施を確保するために研修内容の充実を図る。
- 担当教員研修会(第3号研修 特定の者対象 認定特定行為業務従事者)の運営を行い、担当教員の養成を図る。

令和4年度特別支援学校医療的ケア体制整備事業

特別支援教育課

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の成立

学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

令和3年6月18日公布
令和3年9月18日施行

現状

各学校に看護教員や非常勤看護師を配置し、主治医と巡回相談医の指示のもと、ガイドラインに示す医療的ケアを実施している。人工呼吸器管理については、命に直結する医療であり、医師を含めた運営協議会において学校で実施するケアに含めないとしてきた。

課題

人工呼吸器を装着して通学する児童生徒の保護者付き添いについて、負担軽減を図る必要がある。

医療的ケア体制整備事業

1 運営協議会の設置

- ・ 医師等を含む協議会で、各学校の課題等を整理
- ・ ガイドラインの見直し 等

2 相談医の配置

- ・ 医療的ケアの個別のマニュアル・手技の指導
- ・ 校内委員会への助言

3 担当教員の育成

- ・ 担当教員研修会（認定特定行為業務従事者研修（3号研修））の実施
- ・ 各学校での実地研修の実施

4 校内体制の強化

- ・ ヒヤリハット研修の実施
- ・ 養護教諭・看護教員合同研修会

5 看護師の資質向上

- ・ 看護協会主催の研修会への参加
- ・ 研修会の実施

主治医との連携

- ・ 指示書の作成
- ・ 医療に関する情報提供

医療的ケア実施ガイドライン

看護教員（看護師）

- ・ 認定特定行為（経管栄養・吸引）
- ・ 酸素療法（条件あり）
- ・ 個別のケア
- ・ 人工呼吸器管理以外のケア

担当教員

- ・ 認定特定行為（経管栄養・吸引）

呼吸器の管理以外のケア

- ・ 経管栄養
- ・ 吸引
- ・ 個別のケア

人工呼吸器を装着して通学する児童生徒

呼吸器の管理のため保護者の待機が必要

- ・ 教室待機
- ・ 別室待機

保護者の大きな負担

課題解決に向けた方策

1 体制整備のための協議会設置

- ・ ワーキンググループによる人工呼吸器ガイドライン原案作成
- ・ 医師等を含む協議会での人工呼吸器ガイドラインの承認

2 モデルケースの実施と検証

- ・ 情報を収集し、ワーキンググループと連携した課題解決のための取組を行う。

期待される効果

- 1 保護者負担の軽減
- 2 児童生徒の自立